

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める 告示の一部改正案に対する意見の募集（パブリックコメント） について

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）の一部改正案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和元年 10 月 15 日（火）から令和元年 11 月 15 日（金）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 意見募集の対象

別紙

2. 意見募集要項

（1）募集期間

令和元年 10 月 15 日（火）から令和元年 11 月 15 日（金）まで

（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示案に対する意見」

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください）

（注意事項）

- ・ 御意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送又はファックスの場合は、A 4 版の用紙にて提出してください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

(3) 意見提出先

環境省水・大気環境局自動車環境対策課 オフロード法担当

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

ファックスの場合 03-3593-1049

電子メールの場合 kanri-jidosha@env.go.jp

(4) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

- ・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/index.html>

②窓口での配布

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

(東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 25 階)

※事前に入館登録が必要になりますので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

③郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、210 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、「『「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示案」に対する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記「2. (3) 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(注意事項)

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。